

議案第6号

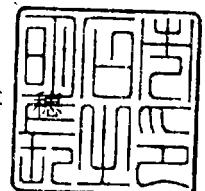
明都議第 6 号

平成25年(2013年)7月25日

明石市都市計画審議会

会長 安田 丑作 様

明石市長 泉 房



東播都市計画地区計画（大蔵海岸通地区）の変更について〔明石市決定〕

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。

大蔵海岸通地区地区計画 位置図

大蔵海岸通地区地区計画
区域面積 約9.7ha

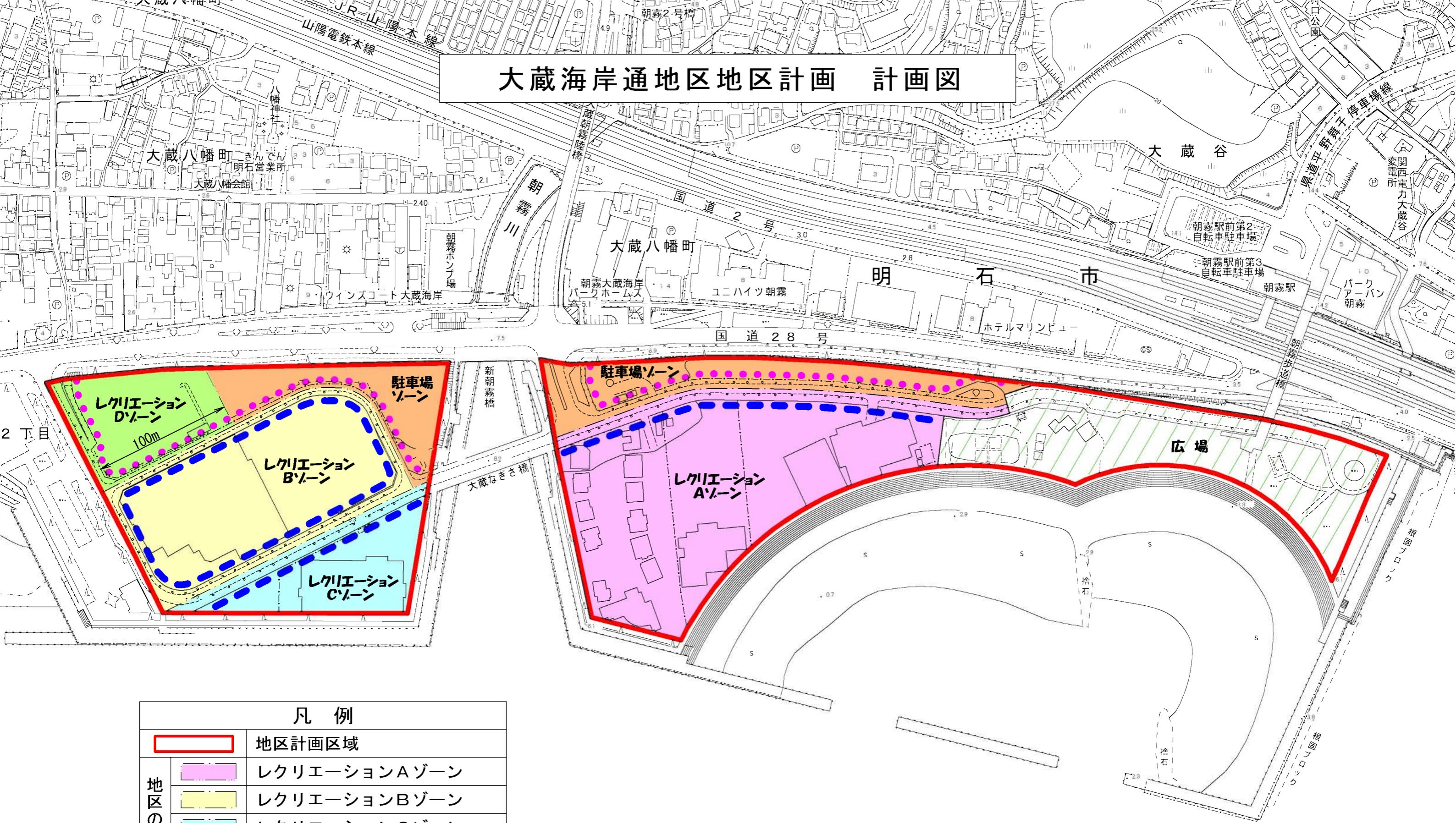
大蔵海岸通地区地区計画



縮尺 1 : 10,000

0 62.5125 250 375 500 メートル

大蔵海岸通地区地区計画 計画図



凡例

凡 例		
	地区計画区域	
地区の細区分		レクリエーションAゾーン
		レクリエーションBゾーン
		レクリエーションCゾーン
		レクリエーションDゾーン
		駐車場ゾーン
		地区施設
		広場 約1.7ha
		後退線 (壁面の位置の制限)
		道路境界線より2m

0 20 40 80 120 160 メートル

1:2,500

計画書(案)

東播都市計画地区計画の変更 [明石市決定]

都市計画大蔵海岸通地区地区計画を次のように変更する。

名 称	大蔵海岸通地区地区計画
位 置	明石市大蔵海岸通1丁目及び2丁目の各一部
面 積	約9.7ha
地区計画の 目 標	<p>本地区は、明石市の東部に位置し、海岸保全機能のより一層の充実とあわせて白砂青松を復元し、明石海峡大橋の人工美と海峡の自然美が調和する緑豊かな海浜レクリエーションの場を創出するために埋め立てられた大蔵海岸整備事業区域内にある。</p> <p>本計画は、こうした位置づけのもとに、「海峡交流都市・明石」のシンボル空間にふさわしい都市空間を創出し、様々な文化・レクリエーション機能などを備えた、緑豊かで、自然とふれあい、集い、憩える魅力ある海浜レクリエーションゾーンの形成を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>瀬戸内海国立公園など恵まれた立地環境を生かした、明石市の新たな観光、レクリエーション拠点として、商業、文化、スポーツ、レクリエーション等の多様な機能をあわせもつ複合的な土地利用を図る。</p> <p>(1) レクリエーションAゾーンは、海側空間の確保など、水辺との連続性や調和に配慮しつつ、ウォーターフロントを生かした宿泊施設や海水浴サービス施設などのための土地利用を図る。</p> <p>(2) レクリエーションBゾーンは、本地区的賑わいの核として、商業、アミューズメント機能を中心とした様々な集客機能の集積を図る。</p> <p>(3) レクリエーションCゾーンは、魚のまち明石の特性を生かした食文化の拠点となる施設のための土地利用を図る。</p> <p>(4) レクリエーションDゾーンは、スポーツやレクリエーションなどを通じて市民が交流できる多目的な土地利用を図る。</p> <p>(5) 駐車場ゾーンは、海水浴場や公園などの利用者の利便性を確保するとともに、快適な海岸利用を図るため、公共駐車場としての土地利用を図る。</p>
地区施設の整備の方針	本地区的健全な土地利用と緑豊かで魅力ある海浜レクリエーションゾーンの形成を図るため整備された道路、緑地等の適正な維持、保全を図る。
建築物等の整備の方針	瀬戸内海国立公園の景観を損なわないよう、「海峡交流都市・明石」のシンボルにふさわしい都市空間を創出するため、建築物等の用途・配置・形態・意匠等に配慮し、それぞれのゾーンにふさわしい建築物等の誘導を図る。

	地区施設の配置 及 び 規 模	広場：約 1. 7 ha
	地区の 細区分	名称 レクリエーション Aゾーン
	面積	約 3. 0 ha
地 区 整 備 計 画	建築物等の 用途の制限	次に掲げる建築物は、建 築してはならない。 1) 住宅（戸建住宅・兼用 住宅・長屋）、共同住 宅、寄宿舎又は下宿 2) 事務所 3) 工場（ただし、自家販 売のための食品製造 加工施設は除く。） 4) 倉庫（ただし、付属す るものを除く。） 5) 学校 6) 診療所、病院 7) 風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に 関する法律第2条第 1項及び第6項に掲 げる営業の用に供す るもの 8) 自動車教習所 9) 畜舎 10) 消防法令による給油 取扱所
		次に掲げる建築物は、建 築してはならない。 1) 住宅（戸建住宅・兼用 住宅・長屋）、共同住 宅、寄宿舎又は下宿 2) 事務所 3) 工場（ただし、自家販 売のための食品製造 加工施設は除く。） 4) 倉庫（ただし、付属す るものを除く。） 5) 学校 6) 診療所、病院 7) 風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に 関する法律第2条第 1項及び第6項に掲 げる営業の用に供す るもの（ただし、第1 項第4号に掲げるも のは除く。） 8) 自動車教習所 9) 畜舎 10) 消防法令による給油 取扱所
		次に掲げる建築物は、建 築してはならない。 1) 住宅（戸建住宅・兼用 住宅・長屋）、共同住 宅、寄宿舎又は下宿 2) 事務所 3) 工場（ただし、自家販 売のための食品製造 加工施設は除く。） 4) 倉庫（ただし、付属す るものを除く。） 5) 学校 6) 診療所、病院 7) 風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に 関する法律第2条第 1項及び第6項に掲 げる営業の用に供す るもの 8) 自動車教習所 9) 畜舎 10) 消防法令による給油 取扱所
	壁面の位置の 制 限	建築物の外壁又はこれに代わる柱又は高さ 2 m をこえる門もしくは塀は、計画図 に表示する後退線を越えて建築してはならない。ただし、公共の用に供する立体通 路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。
	建築物等の 形態又は意匠 の 制 限	1) 建築物は、配置・意匠（形態、材料、色彩等）に配慮し、国立公園にふさわし い、優れた海岸景観の形成に寄与するとともに、周辺環境に調和したものとす る。 2) 屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するものに限定すると ともに、美観を損なわないよう配慮する。 3) 建築物の屋上には、広告物を設置してはならない。

地区整備計画	地区の細区分	名称	レクリエーションゾーン	駐車場ゾーン	
		面積	約0.8ha	約1.5ha	
建築物等の用途の制限		<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 住宅（戸建住宅・兼用住宅・長屋）、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2) 事務所 3) 工場（ただし、自家販売のための食品製造加工施設は除く。） 4) 倉庫（ただし、付属するものを除く。） 5) 学校 6) 診療所、病院 7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる営業の用に供するもの 8) 自動車教習所 9) 畜舎 10) 消防法令による給油取扱所 			
壁面の位置の制限		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱又は高さ2mをこえる門もしくは扉は、計画図に表示する後退線を越えて建築してはならない。ただし、公共の用に供する立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。</p>			
建築物等の形態又は意匠の制限		<ol style="list-style-type: none"> 1) 建築物は、配置・意匠（形態、材料、色彩等）に配慮し、国立公園にふさわしい、優れた海岸景観の形成に寄与するとともに、周辺環境に調和したものとする。 2) 屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するものに限定するとともに、美観を損なわないよう配慮する。 3) 建築物の屋上には、広告物を設置してはならない。 			

「区域、地区の細区分、壁面の位置の制限及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

理由書

社会経済状況の変化や土地利用の動向などを考慮し、より魅力的な土地利用の促進を図るため、地区の細区分の変更や新たに地区施設を設けるため、変更する。

参考資料: 大蔵海岸通地区地区計画の変更(案)の変更前後対照表(1／3)

参考資料:大蔵海岸通地区地区計画の変更(案)の変更前後対照表(2/3)

変更後			変更前			
地区整備計画に関する事項	地区施設の配置及び規模					
	地区の細区分	名称	面積	地区の細区分	名称	面積
建築物等の用途の制限	広場:約1.7ha	レクリエーションAゾーン レクリエーションBゾーン レクリエーションCゾーン	約3.0ha 約1.9ha 約0.8ha	レクリエーションAゾーン レクリエーションBゾーン レクリエーションCゾーン	レクリエーションAゾーン レクリエーションBゾーン レクリエーションCゾーン	約2.9ha 約1.9ha 約0.8ha
建築物等の外壁の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱又は高さ2mをこえる門もしくは堀は、計画図に表示する後退線を越えて建築してはならない。ただし、公共の用に供する立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱又は高さ2mをこえる門もしくは堀は、計画図に表示する後退線を越えて建築してはならない。ただし、公共の用に供する立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。		建築物の外壁又はこれに代わる柱又は高さ2mをこえる門もしくは堀は、計画図に表示する後退線を越えて建築してはならない。ただし、公共の用に供する立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。	建築物の外壁又はこれに代わる柱又は高さ2mをこえる門もしくは堀は、計画図に表示する後退線を越えて建築してはならない。ただし、公共の用に供する立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。	
建築物等の形態又は意匠の制限	1) 建築物は、配置・意匠(形態、材料、色彩等)に配慮し、国立公園にふさわしい、優れた海岸景観の形成に寄与するとともに、周辺環境に調和したものとする。 2) 屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するものに限定するとともに、美観を損なわないよう配慮する。 3) 建築物の屋上には、広告物を設置してはならない。	1) 建築物は、配置・意匠(形態、材料、色彩等)に配慮し、国立公園にふさわしい、優れた海岸景観の形成に寄与するとともに、周辺環境に調和したものとする。 2) 屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するものに限定するとともに、美観を損なわないよう配慮する。 3) 建築物の屋上には、広告物を設置してはならない。		1) 建築物は、配置・意匠(形態、材料、色彩等)に配慮し、国立公園にふさわしい、優れた海岸景観の形成に寄与するとともに、周辺環境に調和したものとする。 2) 屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するものに限定するとともに、美観を損なわないよう配慮する。 3) 建築物の屋上には、広告物を設置してはならない。	1) 建築物は、配置・意匠(形態、材料、色彩等)に配慮し、国立公園にふさわしい、優れた海岸景観の形成に寄与するとともに、周辺環境に調和したものとする。 2) 屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するものに限定するとともに、美観を損なわないよう配慮する。 3) 建築物の屋上には、広告物を設置してはならない。	

参考資料:大蔵海岸通地区地区計画の変更(案)の変更前後対照表(3/3)

変更後					変更前				
地区整備計画 建築物等に関する事項	地区の細区分 面積	名称	レクリエーション Dゾーン	駐車場ゾーン	地区の細区分 面積	名称	文化ゾーン	_____	駐車場ゾーン
		_____	約0.8ha	約1.5ha		_____	約1.8ha	_____	約2.3ha
建築物等の用途の制限			<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1) 住宅（戸建住宅・兼用住宅・長屋）、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2) 事務所 3) 工場（ただし、自家販売のための食品製造加工施設は除く。） 4) 倉庫（ただし、付属するものを除く。） 5) 学校 6) 診療所、病院 7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる営業の用に供するもの 8) 自動車教習所 9) 畜舎 10) 消防法令による給油取扱所</p>	<p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1) 自動車庫等 2) 巡査派出所、公衆便所等公益上必要な建築物 3) 前各号の建築物に附属するもの</p>			<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <p>1) 住宅（戸建住宅・兼用住宅・長屋住宅）、共同住宅、寄宿舎又は下宿 2) 工場（ただし、自家販売のための食品製造加工施設は除く。） 3) 倉庫（ただし、付属するものを除く。） 4) 学校 5) 診療所、病院 6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項及び第6項に掲げる営業の用に供するもの 7) 自動車教習所 8) 畜舎 9) カラオケボックス 10) 消防法令による給油取扱所</p>		<p>建築することができる建築物は、次に掲げるものとする。</p> <p>1) 自動車庫等 2) 巡査派出所、公衆便所等公益上必要な建築物 3) 前各号の建築物に附属するもの</p>
壁面の位置の制限			建築物の外壁又はこれに代わる柱又は高さ2mをこえる門もしくは扉は、計画図に表示する後退線を越えて建築してはならない。ただし、公共の用に供する立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。				建築物の外壁又はこれに代わる柱又は高さ2mをこえる門もしくは扉は、計画図に表示する後退線を越えて建築してはならない。ただし、公共の用に供する立体通路、階段その他これらに類するものについてはこの限りでない。		
建築物等の形態又は意匠の制限			<p>1) 建築物は、配置・意匠（形態、材料、色彩等）に配慮し、国立公園にふさわしい、優れた海岸景観の形成に寄与するとともに、周辺環境に調和したものとする。</p> <p>2) 屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するものに限定するとともに、美観を損なわないよう配慮する。</p> <p>3) 建築物の屋上には、広告物を設置してはならない。</p>				<p>1) 建築物は、配置・意匠（形態、材料、色彩等）に配慮し、国立公園にふさわしい、優れた海岸景観の形成に寄与するとともに、周辺環境に調和したものとする。</p> <p>2) 屋外広告物は自己の用に供するもの、公共的目的で設置するものに限定するとともに、美観を損なわないよう配慮する。</p> <p>3) 建築物の屋上には、広告物を設置してはならない。</p>		
「区域、地区の細区分、壁面の位置の制限及び地区施設の配置は、計画図表示のとおり」					「区域、地区の区分及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」				
理由 別添理由書のとおり					理由 別添理由書のとおり				

参考資料：大蔵海岸通地区地区計画の変更(案)の変更前後対照図

